

平成30年度

愛知県雇用対策協定に基づく事業計画

平成30年3月

愛知県 愛知労働局

目次

第1 趣旨

第2 連携・協働して推進する取組

1 働き方改革の実現

- (1) 長時間労働削減等に向けた「働き方改革」の推進 1
- (2) ワーク・ライフ・バランスの実現 2
- (3) 労働環境の整備 4

2 産業人材育成と人材確保の促進

- (1) ものづくりの基盤を支える技術者・技能者の育成 4
- (2) 産業界・地域のニーズを踏まえた訓練の実施 6
- (3) 職業訓練への能動的な誘導と就職支援 6
- (4) 若者へのキャリア教育の推進と職業観の醸成 7
- (5) 中小企業における人材確保対策 8
- (6) 建設、運輸、警備、福祉・介護等の
 人手不足分野における人材の育成・確保 9
- (7) 人手不足分野等へのマッチング支援 10

3 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

- (1) 愛知県政労使協議会の開催 11
- (2) まち・ひと・しごと創生の推進 12
- (3) 一体的実施施設による就職支援 12
- (4) 求人情報のオンライン提供 13

4 女性の活躍推進

- (1) 女性の活躍推進に関する取組の促進 13
- (2) 子育て女性等の就職促進 15

5 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大

- (1) 若者に対する就職支援 16
- (2) 高校生に対する就職支援 17
- (3) 大学等新卒者及び既卒者に対する就職支援 17
- (4) 「ユースエール認定企業」の普及・拡大 18
- (5) 愛知県正社員転換・待遇改善実現プランの推進 18

6 障害者・がん患者等の活躍推進

- (1) 障害者雇用率達成指導の強化 19
- (2) 多様な障害特性に応じた就労促進と地域就労支援の強化 20

(3) 障害者就職面接会の開催	21
(4) 企業トップに対する広報・啓発の推進	21
(5) 主要経済団体等に対する障害者雇用要請等の実施	22
(6) 障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携した就労支援	22
(7) がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就労支援の強化等	22
7 高年齢者等の活躍促進等	
(1) 高年齢者等の継続雇用の確保と雇用の推進	23
(2) 高年齢者に対する社会参加支援・就業機会拡大の推進	24
(3) 外国人の活躍促進	24

平成28年8月22日に締結した愛知県雇用対策協定第2条に基づき、次のとおり、平成30年度において愛知県と愛知労働局が連携・協働して実施する取組等の事業計画を定める。

第1 趣 旨

少子高齢化による労働力人口の減少や経済のグローバル化が急速に進展する中、愛知県が将来にわたり活力ある社会を維持し、「日本一元気な愛知」を実現するためには、地域を支える「産業力」、「人財力」、「地域力」をより一段と高める必要があり、「ものづくりをはじめとする産業人材の育成・確保」、「すべての県民が活躍できる社会の実現」、「安心して働ける環境整備のためのワーク・ライフ・バランス、働き方改革」等の取組を推進していくことが重要である。

具体的には、人手不足分野や次世代成長産業に向けた人材育成・人材確保、国が行う無料職業紹介等と県が行う業務の一体的実施の取組、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組、若者・女性・高齢者・障害者・がん患者等の活躍を推進するための企業への働きかけが重要となってくる。

特に平成30年度からは、精神障害者も雇用率算定の基礎となることから、法定雇用率達成や雇用拡大に向けたそれぞれの役割分担による企業に対する働きかけなどの取組が求められるところであり、愛知県と愛知労働局がそれぞれの強みを発揮しながら、一体となって雇用対策を推進していく必要がある。

このため、愛知県と愛知労働局が日頃から十分な意思疎通を図り、緊密な連携・協力関係の下、以下の雇用対策について、効果的・一体的に実施していくこととする。

第2 連携・協働して推進する取組

1 働き方改革の実現

若者、女性、高齢者、障害者等が家庭や職場や地域など、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の一億総活躍社会を実現するため、長時間労働の是正や女性の活躍推進、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等といった「働き方改革」を推進する。

(1) 長時間労働削減等に向けた「働き方改革」の推進

概要：長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を見直し、労働者の生活スタイルや家庭責任等に対応できる多様な働き方、効率的な働き方を広め、地域における雇用の質を重視した職場づくりを推進する上での気運の醸成を図る。

愛知労働局が実施する業務

- 局幹部による主要企業の経営トップ等に対する働きかけを実施する。
働きかけを行った企業における取組の事例等について、局ホームページで情報発信する。
- 「愛知県働き方改革推進支援センター」の周知を図る。
- 愛知県、名古屋市、中部経済産業局、労使団体、金融機関等の関係者から構成される「愛知県『働き方改革』に向けた関係機関連絡協議会」を開催する。
- 愛知県及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議を継続的に開催すると

もに、愛知県が主催する会議（愛知県政労使協議会等）と連携する。

- 働き方改革とともに生産性向上の改革をするために、昨年度包括連携協定を締結した各金融機関との連携をより一層高め、顧客等に対し各種助成金に係る理解促進や働き方優良企業に対する優遇措置等を通して、地域の企業・産業の取組を支援する。
- 働き方改革を推進する助成金（最低賃金・賃金引上げのための支援、勤務間インターバル制度を導入するための支援など）の利用を促進する。

愛知県が実施する業務

- 「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」において策定した「あいち仕事と生活の調和行动計画2016-2020」に基づき、県内全域で「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を展開し、賛同事業所を募集することで、企業等における定時退社や年次有給休暇取得を促進する。定時退社については、11月の第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」と定め、街頭啓発活動等を実施する。
- 職場環境の改善について、問題意識を抱きつつも具体的な解決策を見いだせないでいる県内の企業に対し、社会保険労務士等をアドバイザーとして派遣し、当該企業の実情に合わせたアドバイスを実施すること等により、企業が抱える問題の解決を図り、人材確保と就労を支援する。
- 働き方改革に対する社会的気運の醸成を図るため、県内の経済団体、労働団体等と一体となり、街頭啓発活動や企業向けセミナー等を実施し、企業の働き方改革への取組を支援するキャラバン事業を行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 愛知労働局、愛知県ほか主要労使経済団体等8機関の共同で採択した「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」を引続き周知するとともに、関係機関でロゴマークを活用した事業展開を図る。
- 愛知県が基幹産業等を中心に実施する職場環境改善に係る事業を支援し、地域ぐるみで働き方改革を進める。
- 労働者や使用者、学生などに幅広く、労働基準法を始めとした労働関係法令等の普及啓発を図る。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

概要：男女問わず、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた働き方ができるよう、その実現を目指す。

愛知労働局が実施する業務

- 働き方・休み方改善コンサルタントの訪問指導や雇用均等指導員による報告徴収の機会を捉え、「労働時間等見直しガイドライン」の周知を図るとともに、併せて女性活躍推進法及び次世代法に基づく取組促進に向けた周知・啓発を行う。
- 時季を捉えた年次有給休暇の取得促進の取組として、連続した休暇を取得しやすいゴールデンウィーク、夏季、年末年始のほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、重点的な周知・広報を実施する。

- 報告徴収の実施等により育児・介護休業法の履行確保を図る。
- 有期契約労働者の円滑な育児休業取得に向けて、あらゆる説明会等の機会を捉え、要件等の緩和について周知徹底を図る。
- 男性の育児休業の取得促進を図るため、あらゆる説明会等の機会を捉え、「パパママ育休プラス」並びに「育児休業等制度の個別周知」及び「育児目的休暇の創設」等の制度の周知を行う。
- 報告徴収の機会と捉え、介護離職を予防するための企業の取組である「仕事と介護の両立支援対応モデル」等の周知を図る。

愛知県が実施する業務

- 従業員が仕事と育児・介護などの生活を両立できるよう積極的に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録する制度を運用するとともに、そうした取組を専用サイトで紹介すること等を通じて、県内企業への働きやすい職場環境づくりの普及拡大を図る。
- 労働団体・経済団体・行政等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」（事務局：愛知県）で策定した「あいち仕事と生活の調和行动計画2016-2020」に基づき、官民一体となって県内全域で「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を展開し、賛同事業所を募集することで、企業等における子育てや介護等との両立支援の取組を促進するとともに、育児等に積極的な男性（イクメン）や部下の仕事と生活の調和を応援する上司（イクボス）の普及拡大に向けた事業等を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- ワーク・ライフ・バランス推進や少子化対策推進のための啓発活動の一環として、ポスター、チラシ、共同で作成したリーフレット等を活用し、広く県民に対して、くるみんマーク及びプラチナくるみんマークの認知度を高めるとともに、企業等に対して、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定及びプラチナくるみん認定の取得促進を図る。その際、認定企業に対する公共調達の際の加点評価等のメリットを伝えることにより企業が意欲的に取り組むようにする。
- ワーク・ライフ・バランス推進や少子化対策推進のための啓発活動の一環として、パパママ育休プラスや育児休業給付の支給率の引上げ等男性の育児休業取得を支援する制度やイクメン啓発活動等の周知を図る。
- 子育て環境の整備が進むよう、企業に対して、あらゆる機会を捉え、両立支援等助成金や子ども・子育て支援新制度の周知啓発を行い、事業所内保育施設などの設置促進を図る。
- ワーク・ライフ・バランス推進や少子化対策推進のため、愛知労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況の情報提供を愛知県に対して行うとともに、一般事業主行動計画策定・変更届の提出があった企業に対して愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の周知啓発を行う。愛知県は企業に対して一般事業主行動計画の策定及び届出について周知啓発する。

※目標

- 「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録企業数 60社増加／年度
- 「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」の賛同事業所数
延べ40,000事業所／年度
- 県内企業の年次有給休暇取得日数 10日／年

(3) 労働環境の整備

概要：愛知県独自の制度を有効に活用するなど、地域で安心して働くことができる労働環境整備を図る。

愛知労働局が実施する業務

- 労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を設置し、中小零細事業者に対する労働時間法制の周知や、長時間労働削減のための支援に取り組む。
- 愛知県が「愛知県公契約条例」に基づき実施する「労働環境の整備が図られていることを確認するための措置」について、その周知に協力するとともに、労働関係法令に関する問い合わせに対し助言等を行う。

愛知県が実施する業務

- 「愛知県公契約条例」に基づき、一定規模以上の工事請負契約及び清掃等の業務委託契約について、事業者に対し、労働関係法令等の遵守状況及び賃金支払状況について報告を求めるなど、労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずる。
- 職場環境の改善について、問題意識を抱きつつも具体的な解決策を見いだせないでいる県内の企業に対し、社会保険労務士等をアドバイザーとして派遣し、当該企業の実情に合わせたアドバイスを実施すること等により、企業が抱える問題の解決を図り、人材確保と就労を支援する。
- 若者の職場定着のため、社会保険労務士等を講師とするセミナーを開催するとともに、専門家を企業に派遣する。また、事例調査及び好事例集作成等を実施し、普及拡大を図る。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 国家戦略特別区域法に基づいて愛知県に設置された「雇用労働相談センター」において、新規開業直後の企業や海外からの進出企業などが、採用や解雇といった日本の雇用ルールを的確に理解し、円滑に事業展開できるように支援する。

2 産業人材育成と人材確保の促進

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、経済を成長軌道に乗せるため、ものづくり産業や人手不足産業における人材の育成・確保を促進するための施策を検討のうえ推進する。

(1) ものづくりの基盤を支える技術者・技能者の育成

概要：資金やノウハウに限界がある中小企業に対し、ものづくり基盤を支える技術者・技能者を育成するための支援を行う。また、若者へものづくりの魅力発信

を強化するとともに、地域の業界団体・企業等の人材ニーズを把握し、若年技能者の人材育成支援等を行う。

愛知労働局が実施する業務

- 愛知県が開設する産業人材育成ポータルサイトへ積極的に情報提供を行い、職業訓練情報等の周知を図る。
- 愛知県が開設する産業人材育成支援センターとの連携を図り、企業に対する人材育成支援策の情報提供など、この事業に積極的に協力していく。
- 地域産業の人材ニーズや企業が必要とする能力・資格等、雇用拡大が見込まれる成長産業における人材ニーズを把握する。
- 企業ニーズに適合するよう求職者の職業能力を高めるため、公的職業訓練の周知及び受講を推進する。
- ハローワークや労働局の助成金窓口において、事業主に対し、愛知県の行う熟練技能者を中小企業等に派遣する事業など県が実施する人材育成にかかる事業等について周知を図る。
- 2019年度、2020年度に愛知県で開催する技能五輪全国大会・全国アビリンピックの参画など、大会の開催準備やPRに積極的に協力していく。
- 2023年の技能五輪国際大会の本県招致に向けて、PRに積極的に協力していく。
- 愛知県が実施する各種の産業人材育成支援策について、ハローワークを通じたPRを積極的に行い、「ものづくり愛知」の基盤を支える人材育成の機運の醸成を図る。

愛知県が実施する業務

- 将来のモノづくりあいちを支える技能者育成を図るため、熟練技能者を「あいち技の伝道士」として「技能伝承バンク」に講師登録し、中小企業等への講師紹介や講師派遣により、実技指導などの支援を行う。
- 小・中学生を対象にした技能大会及び中小企業若手技能者を対象とした技能競技大会を開催する。
- 2019年度及び2020年度技能五輪全国大会・全国アビリンピックの2年連続開催に向け、開催準備を進める。
- 2023年の技能五輪国際大会について、厚生労働省や経済界等と連携した招致活動を推進するとともに、本県開催に向けた招致機運醸成事業を行う。また、国際アビリンピックについても、愛知県への招致を目指す。
- 県、国、団体等で行われている職業訓練・研修等の情報、キャリア教育情報を一元化、見える化するとともに、中小企業の魅力を発信するポータルサイトを運営する。
- 企業OB等の専門人材による産業人材育成情報の提供・相談対応、個々の中小企業のニーズに応じた各種人材育成事業のコーディネート等を行う愛知県産業人材育成支援センターを設置・運営する。
- 中小企業の経営者を対象に人材育成の重要性を啓発するため、外部講師による講話や意見交換を行う「あいち経営者人材育成塾」を開催する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 次世代産業の一つである航空宇宙産業への理解を深めるため、高等学校の進路指導主事等を集めた工場見学を実施する。
- 愛知の産業を支えるモノづくり人材を確保するため、愛知ブランド企業及びユースエール認定企業等を対象とした企業説明会を開催する。

(2) 産業界・地域のニーズを踏まえた訓練の実施

概要：産業界の人材ニーズや求職者の訓練ニーズに対応しつつ、人材不足が深刻な分野や成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置いて、職業訓練を実施していくとともに、愛知県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部（以下「機構」という。）との連携により策定した公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な職業訓練実施計画に基づき、愛知県内における公的職業訓練の計画的かつ効果的な展開を行う。

愛知労働局が実施する業務

- 「愛知地域訓練協議会」を開催し、ハローワークの窓口で求人者及び求職者から把握した職業訓練ニーズの分析情報をもとに、訓練を実施する分野や認定規模等について関係機関と検討したうえで、地域における求職者の動向や訓練ニーズを踏まえた「愛知県地域職業訓練実施計画」を策定し、公的職業訓練の効果的で実効ある運用を図る。
- 求職者支援訓練の実施計画において、地域ニーズ枠として航空機製造分野を設定し、成長が見込まれる航空機産業の人材育成を図る。

愛知県が実施する業務

- 企業訪問等により、公共職業訓練における訓練ニーズを発掘するとともに、訓練実施機関等へ情報を提供する。
- 訓練ニーズに即した公共職業訓練（障害者向けを含む（施設内訓練、在職者訓練、委託訓練））を設定する。
- 訓練ニーズに即した公共職業訓練を実施するために、指導員が指導員研修を積極的に受講し、指導力向上を図る。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 労働局、県、機構の訓練業務担当者において、ニーズ調査を行う対象や調査項目などを整理検討した上で、情報を各機関で共有し、ニーズに対応した効果的な訓練コースの設定に向けて、公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な実施計画の策定に取り組む。

(3) 職業訓練への能動的な誘導と就職支援

概要：職業訓練の開催情報を広く提供することで、職業訓練への能動的な誘導を進めていく。訓練受講中及び訓練修了後においても、就職支援を行っていく。

愛知労働局が実施する業務

- ハローワークにおいて、求職者に対して就職する上での職業訓練の有効性を伝え、ジョブ・カードを活用した職業相談を実施し、職業訓練への能動的な誘導を行う。
- 職業訓練情報を広く周知するため、各安定所で実施する雇用保険初回説明会等を利用した訓練施設による求職者への説明機会を提供する。
- 訓練修了前に受講者に対して、職業講話を実施し、就職意欲の喚起を行う。また、ハローワークから、職業訓練受講生に対して、訓練内容に対応した求人情報を提供することにより、就職促進を図る。

愛知県が実施する業務

- 高等技術専門校の指導員にジョブ・カード作成アドバイザーの資格を取得させるとともに、訓練生にキャリアコンサルティングを行い、就職意識の醸成を図る。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 公的職業訓練の認知度を上げ、真に訓練を必要としている方に幅広く情報提供を行うため、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」や平成29年10月に決定したロゴマーク（愛称「ハロトレくん」）を活用し、広報・周知を図っていく。
- ハローワーク職員の職業訓練に対する理解を深め、職業相談窓口における職業訓練への能動的な誘導を図るため、募集開始に合わせた適切な時期に公共職業訓練施設及び訓練実施機関の見学会を実施する。
- 職業訓練受講者に対して、訓練修了前に就職状況についてのアンケートを実施し、そこで得られた情報をハローワークと高等技術専門校、愛知障害者職業能力開発校等の訓練実施機関で共有のうえ、連携して就職支援を実施していく。
- 中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援するための、実践教育訓練給付金制度の周知・広報に取り組み、キャリアアップ・キャリアチェンジの促進を図り、安定的な就労への支援に努める。

(4) 若者へのキャリア教育の推進と職業観の醸成

概要：学齢期の早い段階において、ものづくりへの興味や中小企業への認識を深め、若者が正しい職業観と目的意識を持って進路選択が可能となるよう支援し、人材不足の解消に繋げる。

愛知労働局が実施する業務

- 高校生を対象に、仕事の実態、就職に向けての心構え、企業が求める人材など職業に関する知識を身につけ、主体的により幅広い視野で職業選択や就職活動を行うことができるように「職業意識形成支援事業」として主に以下の支援を実施する。
 - ア 高校内企業説明会
 - イ キャリア探索プログラム（職業講話）の実施
 - ウ ジュニア・インターンシップの受入企業開拓

- エ 職業適性の実施支援
- オ 就職ガイダンスの実施

愛知県が実施する業務

- 学生が中小企業を含めた幅広い就職活動に臨めるよう、中小企業等の魅力を発信するとともに、企業研究を支援し、産業人材の人材確保を促進する。
 - ア 中小企業魅力発信フォーラムの開催
 - イ 愛知ブランド企業出前講座の開催
 - ウ 就職に向けたガイドパンフレットの作成
- 小・中学校及び特別支援学校への技能五輪のメダリスト等による技能者出前講座を商工会議所と連携して実施する。
- 産業人材育成ポータルサイトのキャリア教育支援企業の登録件数の増や、利用促進を図る。
- 大学生、専修学校生等を対象に、専門家が支援した質の高い受入プログラムによるモノづくり中小企業でのインターンシップを実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- これから社会に出て働くこととなる高校生が安心して働けるように、労働基準法を中心とした働くことのルールや制度についての知識を付与する「労働関係法講座」を実施する。

また、愛知県教育委員会と連携し、特に、工業科を始めとする職業学科を設置する各学校に授業等で取り組まれるよう要請し、労働関係法の普及促進を図る。
- 小中学校の教員のモノづくり中小企業への理解を深め、キャリア教育を促進するため、教員を対象として、航空宇宙産業など次世代産業やモノづくりを担う中小企業の工場等の見学会を開催する。

(5) 中小企業における人材確保対策

愛知労働局が実施する業務

- 愛知県が実施する「あいちU I Jターン支援センター」事業について、センター設置された東京局始め首都圏4労働局と連携し、円滑な事業実施を支援するとともに、愛知局内の製造業を中心とした事業所に向け当該事業の積極的な周知及び利用促進を実施し、本県へのU I Jターンを促進する。

愛知県が実施する業務

- 職場環境の改善について、問題意識を抱きつつも具体的な解決策を見いだせないでいる県内の企業に対し、社会保険労務士等をアドバイザーとして派遣し、当該企業の実情に合わせたアドバイスを実施すること等により、企業が抱える問題の解決を図り、人材確保と就労を支援する。(再掲)
- 若者の職場定着のため、社会保険労務士等を講師とするセミナーを開催するとともに、専門家を企業に派遣する。また、事例調査及び好事例集作成等を実施し、普及拡大を図る。(再掲)
- 「あいちU I Jターン支援センター」において、愛知県へのU I Jターンを希望

する方に仕事と生活に関する情報を一元的に提供していく。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 職場環境改善を進める企業と、一旦離職したが再就職を希望している方等が参加する企業説明会を実施する。
- 職場定着を進める企業を対象とする合同会社説明会を実施する。

(6) 建設、運輸、警備、福祉・介護等の人手不足分野における人材の育成・確保

概要：関係業界の処遇改善、職場環境の改善を支援するとともに、業界のイメージアップを図り、特に中小企業の採用支援、また採用後の職場定着支援を推進する。

愛知労働局が実施する業務

- 建設分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）は本年度で事業終了となり、来年度より本省委託事業の「建設労働者雇用支援事業」に「つなぐ化事業」を追加し実施。
- 建設分野への就職に関心があるものの資格や経験がない者等に対し「愛知の未来を創る建設業界」ガイドブックの更なる充実を図るほか、関係団体と連携し業界PRのため「業界セミナー」の実施や臨場感や体験感を感じる「VR」の作成を検討する。
- 職業訓練を受講することにより技能・知識を習得することで、就職がしやすくなることを若者などに伝え、職業訓練への誘導を行う。
- 「愛知県地域職業訓練実施計画」を策定する際、建設分野と介護分野の訓練機会を確保する。

愛知県が実施する業務

- 各種学校等へ委託して、建設（建設機械）、介護、保育の訓練を実施する。
- 人材育成の取組が優良な事業所を認証する「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」を実施する。
- 介護サービス事業所での先進的な取組事例を発表・表彰する「あいち介護サービス大賞」を開催し、介護に携わろうとする学生等の関心を喚起することにより、介護人材のすそ野の拡大を図る。
- 介護職への理解促進とイメージアップのため、若い世代を対象としたPR活動、高校生などを対象とした施設見学、学校への出張セミナー、希望者に対する職場体験事業を実施する。
- 介護の仕事への理解を促進し、介護人材のすそ野の拡大を図るため、「介護技術コンテスト」を開催する。
- 定住外国人に対し、介護職員初任者研修と職場実習及び日本語教育を組み合わせた人材育成事業を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な職業訓練実施計画を策定するにあ

り、人手不足分野に対応した効果的な訓練コースの設定に取り組む。

- 愛知県福祉人材センターがハローワークで巡回相談を実施する。
- 愛知県ナースセンターがハローワーク名古屋中人材確保対策コーナー（毎月1回）及びハローワーク名古屋東、名古屋南の各福祉人材コーナー（年度早期に人材確保対策コーナーへ改組予定）（毎週1回）、豊橋、岡崎、一宮・半田・豊田・刈谷・豊川・春日井の各ハローワーク（各毎月1回）を巡回し、看護職として復職を目指す方に対し巡回相談を実施する。
- 愛知県保育士・保育所支援センターがハローワークで巡回相談を実施する。
- 実務者会議等を活用するなどにより、介護人材確保対策を加速化する事業について協議していく。

(7) 人手不足分野等へのマッチング支援

概要：人手不足分野等における業界や企業の情報を求職者へ提供するとともに、就職面接会等を開催し、マッチングを推進する。

愛知労働局が実施する業務

- 近年定着しつつある、「建築・土木系の学生のための「スペシャル合同企業説明会」」をパネルディスカッションセミナーと併せ平成31年3月7日にウインクあいち7階展示場にて開催予定。
- ハローワーク名古屋中の人材確保対策コーナーに加え、ハローワーク名古屋東及び名古屋南の福祉人材コーナーを人材確保対策コーナーに改組し、人材不足分野である建設分野の職業、運輸、警備の職業、福祉分野（介護、看護、保育）の職業、及びその他人材確保支援が必要な職業への人材確保に向けて、業界団体や地方公共団体と連携し、就職相談会やセミナー等を開催するなど、人材確保事業の一層の推進を図る。
- 農林漁業関連求人情報の提供はもとより、農林漁業関連施策等の情報を掲載した「あいち農林漁業ガイドブック」を作成・提供し、きめ細かな職業相談、職業紹介を実施する。
また、農林漁業関連の各関係機関に対する積極的な情報収集に努め、職業相談・職業紹介の充実を図る。
- ハローワークの全国ネットを利用し、愛知ブランド企業のPRなど「ものづくり愛知」の情報発信を始め、製造業を中心とした求人情報の積極的な提供を行う。

愛知県が実施する業務

- 愛知県及び関係機関が実施する農林漁業関連施策について、愛知労働局に提供するほか関係機関への情報提供を実施する。
- モノづくり産業を中心とした中小企業と学生等とのニーズに対応したマッチングの機会を提供するため、就職ミニ説明会を開催する。
- ウインクあいち内に設置した愛知県ナースセンター名駅支所において、未就業の看護師等に対する無料職業紹介事業などを実施する。
- キャリア支援専門員等を設置し、ハローワークや介護事業所等を巡回訪問し各種相談に応じる。

- 福祉・介護の就職総合フェアを開催する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 保育士として就職を希望する者のマッチングを推進するため、保育所就職支援フェアあいちについて前年度の検証を行ったうえ開催する。
- 前年度の検証を行ったうえで、あいち福祉フェアを開催し、福祉現場の魅力発信を行うとともに、面接会も同時開催することにより人材の確保に努める。
- 愛知県福祉人材センターの専門員があいち若者職業支援センターを毎月1回巡回し、主に介護職を目指す若年者に対し介護に関する各種相談に応じると共に、「愛知わかものハローワーク」と連携して職業紹介を行う。
- 愛知県福祉人材センターが開催する「福祉・介護の就職総合フェア」について、各ハローワークにポスター掲示とチラシの設置等により周知・広報等を図る。
- ハローワーク名古屋中人材確保対策コーナーが毎月3回開催する「介護と看護の就職相談会」に愛知県ナースセンターのブースを設置し、看護職として復職を目指す方に対し就職支援を実施する。
- 「介護就職デイ」の開催にあたって、愛知県及び愛知県福祉人材センターのホームページの関連情報へのリンクを設定することにより周知・広報等を図る。
- 農林漁業に関し、ハローワーク、関係団体との意見交換会を実施するとともに、農林漁業へのマッチングを促進するため、就職ガイダンス及び就職面接会を開催する。

※目標

- 就職支援コーディネーター（福祉分野支援分）による福祉関係求人充足プラン策定件数 300件
- 福祉関係求人充足プランに策定した求人の充足率 52%以上
- 産業人材育成ポータルサイトトップページビュー件数60,000件
- 県立高等技術専門校による企業訪問件数 755件
- 指導員研修受講率 100%（年間受講延べ回数／指導員数）
- 公共職業訓練の就職率
 - 学卒者訓練（普通課程）95%以上、離職者訓練（短期課程）80%以上、
 - 委託訓練（雇用セーフティネット対策訓練）75%以上
- 公共職業訓練施設見学会の実施
 - 施設内訓練 7施設、参加ハローワーク職員・相談員数50名
 - 委託訓練 訓練実施機関20施設、参加ハローワーク職員・相談員数100名

3 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

まち・ひと・しごとの創生と好循環に向け、地域における安定した雇用を創出するとともに、ニーズに適合した人材の育成を推進し、また、首都圏から地方への新しいひとの流れをつくり、生活との調和のもとに地域で安心して働くことができる雇用環境等を整備する。

(1) 愛知県政労使協議会の開催

概要：地域の政労使が一堂に会し、経済と雇用の好循環実現に向けて様々な課題の

解決に向けた取組を進める。

愛知労働局が実施する業務

- 愛知県が事務局として開催する「愛知県政労使協議会」にオブザーバーとして積極的に参加し、様々な課題の解決に向けた提案に対して国として行う取組を実施していく。

愛知県が実施する業務

- 経済と雇用の好循環実現に向けた様々な課題の解決を図るため、労働者団体・使用者団体・学識者・行政が一堂に会する「愛知県政労使協議会」を開催する。

(2) まち・ひと・しごと創生の推進

概要：地方に魅力ある仕事をつくとともに地域ニーズに合った人材の育成を推進し、地域に「ひと」「しごと」の好循環を生み出す。

愛知労働局が実施する業務

- 愛知県が策定した「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向け雇用対策を中心に積極的に連携・協力する。
- 実践型地域雇用創造事業の募集に係る意向調査を事業対象となりうる全ての自治体に対して実施し、応募を検討する自治体に対しては事業構想書の策定・採択に向けてワーキングチーム委員の派遣要請をはじめ必要に応じた支援を行っていくこととする。

愛知県が実施する業務

- 「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、2060年に700万人程度の人口を確保するという展望の実現に向け、産業振興や雇用対策、子育て支援など幅広い政策に総合的に取り組む。
- 愛知の強みである「住みやすさ」について、これから居住地を選択していく東京圏の大学生などの若年層を中心に、広くPR事業を展開し、本県への人口流入・定着を促進する。
- 首都圏等へ進学した学生へ県内の中小企業、就職イベント等の情報を提供するため、大学訪問、学内等企業説明会に参加する。
- 「あいちUIJターン支援センター」において、愛知県へのUIJターンを希望する方に仕事と生活に関する情報を一元的に提供していく。(再掲)
- 「愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点」において、県内中小企業の経営者等に経営革新を促し、そのために必要な人材の確保をサポートしていく。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 人材不足に悩む中小企業に対して、UIJターンによる支援やプロフェッショナル人材の積極的な活用を促すよう周知を図る。

(3) 一体的実施施設による就職支援

概要：国が行う職業紹介業務と県が行う業務を一体的に実施し、利用者の利便性の向上と効果的な就職支援に取り組む。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- ウィンクあいち17階の「あいち労働総合支援フロア」内では、労働相談や、職業適性相談コーナーにおけるキャリアカウンセリング、職業適性検査等を実施するとともに、就労支援コーナーにおいては求職者等に対する求人情報の提供、職業相談・職業紹介、就労支援セミナー等を行うなど、一体的に就職支援を実施する。
- 民間事業者への委託により、就労支援セミナー受講者等を対象とした就職面接会、企業職場見学会等を実施する。

※目標

- あいち労働総合支援フロア
 - ・ 職業紹介就職件数 235件以上
 - ・ キャリアカウンセラー等による個別相談件数 3,000件以上
 - ・ 労働相談件数 2,500件以上
 - ・ 情報コーナー利用件数 18,000件以上

(4) 求人情報のオンライン提供

概要：求人・求職のマッチング機能の強化を図ることを目的として、愛知県に対し求人情報をオンラインで提供し、就職促進を図る。

愛知労働局が実施する業務

- オンライン提供について、企業から求人公開意向を確認し、提供情報の充実に努める。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- ハローワークの求人情報データを愛知県福祉人材センター及び愛知県ナースセンターへ提供し、職業相談・紹介に活用する。
- 全ての県立高等技術専門校及び愛知障害者職業能力開発校（計7校）において求人情報の活用を図り就職支援を行う。

4 女性の活躍推進

労働力人口が減少する中、意欲ある女性が活躍できる環境の整備、女性の力が最大限発揮できるよう企業に対し様々な面から支援、必要な助言・指導等を行う。

(1) 女性の活躍推進に関する取組の促進

概要：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の確実な履行確保を図る。

愛知労働局が実施する業務

- 一般事業主行動計画について努力義務企業とされている労働者数300人以下の中小企業に対し、報告徴収の際、行動計画の策定・届出を行うよう働きかけるとともに、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行う。
- 企業訪問、セミナー等あらゆる機会を活用し、一体的推進を実施する。
- 「女性活躍推進企業データベース」について、スマートフォン対応となり利便性が向上し、学生等の求職者利用の増加が見込まれることを踏まえ、各企業等に対して、女性活躍推進の取組状況等を公表するよう促す。
- 女性活躍の優良企業認定である「えるぼし」認定に向けて積極的に働きかける。その際、認定企業に対する公共調達の際の加点評価等のメリットを伝えることにより企業が意欲的に取り組むようにする。
- 愛知県が実施する「女性の活躍推進事業」を積極的に支援する。

愛知県が実施する業務

- 女性の活躍促進に向けたメッセージや取組方針等を企業トップが表明する「女性の活躍促進宣言」を募集する。
- 女性の活躍促進に向けた取組を積極的に実施する企業を「あいち女性輝きカンパニー」として認証し、愛知県のホームページでの紹介等を通じて、企業等に女性の活躍に向けた自主的な取組を促していく。
- 中小企業における女性の活躍に向けた取組を促進するため、好事例や具体的取組手法を取りまとめたハンドブックを活用したセミナーを開催する。
- 女性の活躍に向けた取組を促進するため、社会保険労務士やキャリアコンサルタント等の女性の活躍促進コーディネーターを企業に派遣し、アドバイスや情報提供を行う。
また、「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」となる企業と連携し、県内の企業に対して県施策の活用を働きかける。
- 若い女性の県外流出防止や県内への流入促進を図るとともに、中小企業における女性の活躍に向けた取組を促進するため、企業の取組の好事例や活躍する女性のロールモデル等の女性の活躍企業の魅力を発信する。
- 経済団体、労働団体、企業、大学、愛知労働局、中部経済産業局、愛知県で構成する「あいち女性の活躍促進会議」を開催し、企業等における女性の活躍の更なる促進を図るための効果的な方策等について意見交換を行う。
また、「あいち女性の活躍促進会議」の構成員と連携して「あいち女性の活躍促進サミット2018」を開催し、その中で、女性の活躍に向けた優れた取組を行う企業を表彰する。
- 「あいち・ウーマノミクス研究会」を開催し、女性の活躍や雇用の拡大を通じて新たな産業の創出、既存産業の生産性の向上、人材の確保・育成促進を実現するための現状、課題等を研究するとともに、当該研究結果を踏まえた事業を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 女性の活躍状況や活躍促進のための先進的な取組事例や資料、調査データ等の情報を共有するとともに、これらを活用、情報提供することにより、中小企業に対し、行動計画の策定、その他女性の活躍に向けた取組の支援を図る。

(2) 子育て女性等の就職促進

概要：子育てしながら就職を希望する女性、ひとり親家庭や、再チャレンジを希望する女性に対し、「あいちマザーズハローワーク」と「あいち子育て女性再就職サポートセンター（県設置）」が連携して就職支援を推進する。

愛知労働局が実施する業務

- あいちマザーズハローワーク及びマザーズコーナーを設置するハローワーク（名古屋東、豊橋、一宮、刈谷、春日井）において、子供連れで利用しやすい環境を一層整備し、担当者制による個々の求職者の状況に応じたきめ細やかな就職活動に係るアドバイスを行うとともに、職業相談・職業紹介を実施する。
- ひとり親家庭の自立を支援するための就職支援ナビゲーターや、出産・育児等によるブランクがある女性を対象に、キャリアコンサルティングを通じた職業訓練の積極的な活用を図るための就職支援ナビゲーターをあいちマザーズハローワークに配置し職業訓練への誘導・あっせんを行うなど、女性のライフステージに対応した活躍支援に努める。

愛知県が実施する業務

- ウィンクあいち 17 階の「あいち労働総合支援フロア」内に開設している「あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）」において、出産、育児等を機に離職した女性を対象に、再就職に向けた様々な悩みや不安を解消するため、関係支援機関と連携し、相談・カウンセリングや、職場実習等の支援を行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 子育て中または子育てが終了した就職活動中の方を対象とした「マザーズ就職応援フェア」を開催する。
会場には、30 社程度の企業の個別面談ブースを始め、セミナーや保育所・学童保育・社会保険など様々な相談を受付けるコーナーの設置、また、託児ルームも併設し子供連れでも落ち着いて就職支援が受けられるイベントを実施する。
- マザーズハローワークの周知・誘導を積極的に行い、ひとり親家庭の就業促進を図る。

※目標

- マザーズハローワーク事業における担当者制の支援を受けた重点支援対象者の就職率 92.1%以上
- 女性の活躍促進宣言企業数 2,000社（平成32年度末）
- 「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数 400社（平成32年度末）
- あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）の相談等件数 600件

5 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大

若者が次代を担うべき存在として活躍できる環境の整備を進めるとともに、とりわけ新卒者等においては「新卒者等就職・採用応援本部」を設置し、就職支援に関する情報交換や取組を協議する場として機動的に開催することで、職業意識の醸成、就職採用活動開始時期の変更に則した円滑な就職を実現する。

また、雇用情勢が着実に改善している時機を捉え、正社員就職及び正社員を希望する非正規雇用労働者の正社員転換等を促進するほか、フリーター等の正規雇用化、ニート等の職業的自立等を支援する。

なお、「青少年の雇用の促進等に関する法律」の事業主、学生等に対する周知はもとより、職場情報提供制度や新卒求人不受理制度、また、若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定企業）等の取組を積極的に実施する。

(1) 若者に対する就職支援

概要：ヤング・ジョブ・あいち内の「あいち若者職業支援センター（県設置）」と「愛知新卒応援ハローワーク（局設置）」及び「愛知わかものハローワーク（局設置）」の3機関が相互に連携し、若年者の就職支援を実施する。

愛知労働局が実施する業務

- 「愛知新卒応援ハローワーク」において、学卒ジョブサポーターによる大学等への訪問強化、施設に関する周知・広報を図り、大学等の学生及び卒業後3年以内の既卒者を対象として、担当者制による職業相談・職業紹介、各種セミナー、ミニ就職面接会及び就職後の定着支援を実施する。
- 「愛知わかものハローワーク」において、45歳未満の若年者を対象とした職業相談・職業紹介、各種セミナー、就職面接会及び就職後の定着支援を実施する。
また、働こうとする意欲のあるニートや学校中退者等の支援のため、地域若者サポートステーションとの連携強化を図る。
- 「愛知わかものハローワーク」において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、職業訓練への誘導、あっせんを行う。
- 愛知県が実施する「就職支援塾」について、各ハローワークにおいて周知を始め参加者募集を図るとともに、支援企業の情報収集に協力する。

愛知県が実施する業務

- 「あいち若者職業支援センター」において、大学等の学生から45歳未満までの若者を対象として、職業選択に関する悩み相談、本人や家族に対する就職相談、職業訓練情報の提供、各種セミナー等を実施する。
- 委託訓練活用型デュアルシステム訓練における、学卒未就職者（学校（大学、高校、専門学校等）の卒業（中退含む）後3年以内の方）の優先受入等を通じ、若年未就職者の就職を支援する。
- 若年者の生活圏にできる限り近い場所で相談できる環境を整備するため、県内9市町と連携した就職相談窓口を設置し、アドバイザーを派遣する。
- 未就職卒業者及び非正規雇用労働者を対象に「就職支援塾」を開催するとともに、職場実習を実施する。また、県内中小企業に対し、労働者の正規雇用に向けた講演会や専門家派遣を行う。

- 若者の職場定着のため、社会保険労務士等を講師とするセミナーを開催するとともに、専門家を企業に派遣する。また、事例調査及び好事例集作成等を実施し、普及拡大を図る。(再掲)

(2) 高校生に対する就職支援

概要：各ハローワークの学卒ジョブサポーターが高等学校との連携のもとに就職支援を行うことはもとより、職業選択や就職活動に役立てるための各種取組や、未内定者を対象とした企業説明会を開催する。

愛知労働局が実施する業務

- ハローワークの学卒ジョブサポーターが高等学校毎の担当者制により、学校と連携を図りつつ、求人情報の提供、職業相談、面接指導、個別求人開拓、事業所見学等、よりきめ細やかに個々の生徒の就職を支援する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 就職未内定者の状況に応じ、県内各ハローワークにおいて、企業説明会を開催し、企業情報の提供による未内定生徒の支援を行う。

(3) 大学等新卒者及び既卒者に対する就職支援

概要：大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等技術専門学校（高卒2年課程）を卒業予定の学生及び卒業後概ね3年以内の既卒者等を対象に、就職支援を実施するとともに、企業説明会等を開催する。

愛知労働局が実施する業務

- 愛知新卒応援ハローワーク、ハローワーク豊橋及び刈谷を拠点として、学卒ジョブサポーターが、各地域の大学等における就職担当部署と連携のうえ、対象者に対し求人情報の提供、職業相談等を実施し就職を支援する。

愛知県が実施する業務

- 「ヤング・ジョブ・あいち」のホームページや合同企業説明会などの機会を活用し、企業を選ぶ際の参考としてもらえるよう、愛知ブランド企業やファミリー・フレンドリー企業などの県内優良企業の情報を積極的に提供する。
また、中小企業の魅力を発信するため、大学のキャリアセンターと連携し、中小企業経営者と学生との交流会を開催するとともに、交流会の参加者に職場見学を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 平成28年度大学等卒業予定者から就職・採用活動開始時期が6月1日以降に変更となっていることから、企業に対して周知するとともに、中小企業の人材確保を図るための企業説明会を開催する。
- 就職活動前の学生に中小企業の魅力を伝えるため、愛知県と新卒応援ハローワークが共同して、メッセナゴヤに企業研究支援ブースを出展する。

(4) 「ユースエール認定企業」の普及・拡大

概要：若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」の企業情報を若者等にPRするとともに、中小企業と若者等の就職のマッチングを図る。

愛知労働局が実施する業務

- 愛知新卒応援ハローワーク、ハローワーク豊橋及び刈谷を拠点として、学卒ジョブサポーターが、各地域の大学等における就職担当部署と連携のうえ、対象者に対し求人情報の提供、職業相談等を実施し就職を支援する。
- 「ユースエール認定企業」及び厚生労働省ポータルサイトへ職場情報を掲載している中小企業を対象とした企業説明会等を開催する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 「あいち若者職業支援センター」と「愛知新卒応援ハローワーク」及び「愛知わかものハローワーク」において相互に連携し、「ユースエール認定」事業の周知拡大に努め、学生等が中小企業に目を向け、就職率が向上するよう取組を一層推進する。

(5) 愛知県正社員転換・待遇改善実現プランの推進

概要：「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」で策定した、「愛知県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づく非正規雇用労働対策を推進する。

愛知労働局が実施する業務

- 「愛知正社員転換・待遇改善実現本部」及び「関係機関連絡協議会」により地域プランを目標に業務を推進する。
- 不本意非正規雇用労働者の正社員転換に向けた取組として、地域の経営者団体等に対し、正社員転換・待遇改善を促進するための啓発運動を県下全域で展開する。
また、ハローワークにおいて、正社員求人を積極的に確保し、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組むほか、正社員転換制度の導入促進、多様な正社員制度の導入支援、人材育成に向けた「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用奨励金」の活用等を通じて、不本意非正規労働者からの転換、フリーター等の正社員就職を支援する。
- 大学の新規学卒者から安易な選択によるフリーター等の非正規雇用労働者を出さないため、局幹部が県内の大学を訪問して、正社員就職に向けた大学の自主的な取組について要請を行う。
- ニート等の支援のため地域若者サポートステーションと連携しハローワークへの積極的な誘導を行い担当者制による就職支援を実施する。
- 正社員転換制度や多様な正社員制度の導入を検討している事業主に対する支援として、あいち雇用助成室内に設置したワンストップ相談窓口において、制度導入や助成金支給申請に係る相談等を実施する。

- 無期転換ルールを意図的に避けることを目的とした雇止め等が懸念されるため、あらゆる機会を捉えて周知を図るとともに、無期転換ルールへの適切な対応を促す。
- 無期転換ルールを意図的に避ける目的での雇止め等を把握した場合には、積極的に啓発指導を行う。
- 報告徴収等によりパートタイム労働法の履行確保を図るとともに、訪問指導等において正社員転換制度等の導入を促す。

愛知県が実施する業務

- 未就職卒業者及び非正規雇用労働者等を対象に「就職支援塾」を開催するとともに、職場実習を実施する。また、県内中小企業に対し、労働者の正規雇用に向けた講演会や専門家派遣を行う。(再掲)
- 「ヤング・ジョブ・あいち」において、正社員への転換に向けた相談支援に応じるとともに、国のキャリアアップ助成金などの周知・啓発を行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 正社員就職に繋げるための職業訓練機会を確保するため、愛知県等との連携を図り、地域ニーズを踏まえた職業訓練コースの設定に向けた検討を行う。

※目標

- ユースエール認定企業数 10社
- ハローワークによる正社員就職 30,611件
- キャリアアップ助成金の活用による正社員転換数 4,000人
- 労働局幹部職員による県内大学訪問件数 13校
- ヤング・ジョブ・あいちの利用者の就職者数 毎年度過去3年間平均値5%増
- 「新規高卒者企業説明会」参加企業数 50社・10業種確保

6 障害者・がん患者等の活躍推進

障害者の雇用率の向上を図るとともに、障害者を雇用する風土づくりを目指して、障害者の法定雇用率が未達成である県内企業に対し、雇用率達成指導を一層厳正に押し進め、産業界、地方自治体へ働きかけて意識向上に努めるなどの取組はもとより、多様な障害特性に応じたきめ細やかな就労支援と職場定着を推進するとともに、企業に対しても就労・定着に係る支援を実施する。

(1) 障害者雇用率達成指導の強化

概要：県内民間企業の障害者実雇用率の低迷要因を分析し、関係機関と連携し、それぞれの機関が役割分担を持ち、かつ、責任をもって適切な指導、支援を実施する。

愛知労働局が実施する業務

- 平成30年4月からの法定雇用率の引き上げ（民間企業2.0%→2.2%）、精神障害者の雇用義務化、精神障害者である短時間労働者の算定特例について引

き続き周知し障害者雇用の理解を促進するとともに、新たに雇用義務が発生する企業も含め未達成企業に対し達成指導強化を図る。また、雇用ゼロ企業に対しては、障害者雇用に係る意識啓発を図るとともに、特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）を始めとする助成金、職場実習、就労支援機関等を活用した達成指導を実施する。

- 各公共職業安定所長による管内主要企業、経済団体等への障害者雇用要請を実施する。

愛知県が実施する業務

- 1, 000人以上規模企業の達成企業を対象に、更なる雇用の上乗せの要請を行う。
- 就業促進課内に相談窓口を開設し、企業からの相談や支援要請に対応するほか、障害者雇用ゼロ企業等を訪問して、情報提供や雇用要請を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 地域のリーディング企業や規模の大きい企業に対して、連携しながら、雇用要請、雇用率達成指導を行う。
- 労働施策連携会議分科会「障害者雇用対策強化部会」において、雇用率低迷の原因分析を図るとともに、県、労働局、民間団体の連携手法について検討し、策定した施策について、各機関が役割分担を持ち、かつ、責任を持って、障害者の雇用促進を図る。
- 企業への雇用要請、企業トップに対する啓発、好事例の紹介、障害者個々の能力や適性に関する情報提供等を実施する。
- 障害者就職面接会を活用し、雇用要請を実施する。
- 各経済団体や役員企業に対して、雇用要請を実施する。

(2) 多様な障害特性に応じた就労促進と地域就労支援の強化

概要：平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化されること等を内容とする障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、精神障害者をはじめとする多様な障害特性に応じた就労促進を図るための施策はもとより、就職面接会やガイダンス、職業能力の開発、チーム支援、職場定着支援等を実施する。

愛知労働局が実施する業務

- 増加する精神・発達障害者をはじめとする障害者の一層の雇用促進を図るため、ハローワークに専門的知識や支援経験を有する専門相談員等を配置し、障害者に対する一人ひとりの特性に応じた支援を実施する。専門相談員の事業所訪問による精神・発達障害者雇用についての意識啓発、特性や職場定着に関する助言等を実施する。
- 福祉、教育、医療から雇用への移行を推進するため、労働局が中心となって特別支援学校生徒対象の職場実習受入のための事業所面談会を開催する。さらに、ハローワークが中心となって、就労支援機関と企業をつなげるマッチングサポートフェア等の開催や就労支援機関と連携したチーム支援を行うなど就職から職場定

着までの一貫した支援を実施する。

愛知県が実施する業務

- 精神・発達障害者の雇用を促進するため、障害者、企業双方の支援を一体的に行う交流会、勉強会、面接会等を行う。
- 就労支援者を追加で養成するとともに、福祉施設や企業等に派遣し、福祉的就労から一般就労への移行や職場定着を図る。
- 障害者雇用を促進するため、障害者を初めて雇用する中小企業に対し奨励金を支給する。
- 障害者雇用に先進的な企業の見学会・情報交換会を実施する。
- 障害者雇用に不安を抱えている企業と就労に対して不安を抱えている障害者の不安解消のため、職場見学・職場実習実施することで相互理解を深め、障害者雇用を一層促進する。
- 「愛知県若年性認知症総合支援センター」において、関係機関と連携して、若年性認知症の人の就労継続及び就業に向けた支援を行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 愛知県による障害者を初めて雇用する中小企業に対する奨励金について、ハローワークにおいて広く周知するとともに、支給対象企業の情報共有を図ることにより、制度を効果的に推進する。

(3) 障害者就職面接会の開催

概要：一般の障害者に対して県内各地域（名古屋・尾張地区、西三河地区、東三河地区）で多くの障害者と企業の出会いの場となる大規模な就職面接会を開催し、障害者雇用の一層の促進を図る。また、上記とは別に学卒者及び卒業後3年以内の障害者を対象とした面接会を開催する。

愛知労働局が実施する業務

- 就職面接会の開催周知を行うとともに、面接会参加企業の募集・選定及び参加求職者の申込み受付や調整などを行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 就職面接会の開催周知を行うとともに、それぞれの役割分担のもと面接会を円滑かつ効率的に運営する。

(4) 企業トップに対する広報・啓発の推進

概要：企業のトップをはじめ人事労務担当責任者等に対するセミナー等を開催する。

愛知労働局が実施する業務

- 改正障害者雇用促進法の解説及び精神、発達障害の特性、就労支援の進め方、雇用管理ノウハウのある事業所の事例紹介等を内容とした企業人事担当者や就労支援担当者対象の「精神・発達障害者雇用促進セミナー」を開催する。また、

一般従業員の障害者雇用についての理解促進を図るため、精神疾患（発達障害を含む）の種類、精神・発達障害の特性、共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について解説する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。

愛知県が実施する業務

- 障害者実雇用率が低調な業種の組合や業界に対する働きかけを行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 企業トップ等に対する「障害者雇用促進トップセミナー」を開催する。

(5) 主要経済団体等に対する障害者雇用要請等の実施

概要：愛知県内主要経済4団体の長に対し、愛知労働局長と愛知県知事が障害者雇用率の達成、障害者雇用の拡大、活躍推進について要請を行う。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 愛知県内の主要経済4団体を訪問し、企業の一層の障害者雇用促進のため、愛知県知事・愛知労働局長の連名による文書により協力要請を行うとともに、未達成企業に対しても連名の要請文を送付し、障害者の雇用機会の拡大、定着促進及び障害者雇用率の達成を図る。
また、実雇用率の低い地域の自治体、商工会議所への要請を行う。

(6) 障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携した就労支援

概要：障害者の就業面と生活面を一体的かつ総合的に支援する障害者就業・生活支援センターや愛知障害者職業センターと連携協力し、障害者の就職・就労支援を推進する。

愛知労働局が実施する業務

- 県内全ハローワークとの連携強化のため連絡会議を開催するとともに、障害者就業・生活支援センターの業務に連携協力する。また、障害者就業・生活支援センターのリーフレットを作成し、障害者及び事業主等広く周知を行う。

愛知県が実施する業務

- 県内全ての保健福祉圏域における12か所の障害者就業・生活支援センターに対し、適正な業務運営が行われるよう定期的に監督を実施する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 障害者就業・生活支援センターが主催するセンターごとの「連絡会議」へ、管轄するハローワークとともに参加し、効果的な支援を実施するための役割分担、連絡方法及び具体的な支援方法についての検討、情報交換を行う。

(7) がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就労支援の強化等

概要：労働局、愛知県、がん診療連携拠点病院等関係機関と連携し、がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就労支援や事業主の理解を促進するための取組を実施する。

愛知労働局が実施する業務

- 病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が治療を続けながら職業生活を継続し、活躍できるよう「あいち両立支援推進チーム」を軸に地域の関係機関等の有機的連携を図るとともに、愛知産業保健総合支援センターが行う個別相談・個別支援等サービスの活用促進を図る。

愛知県が実施する業務

- 「がん対策基本法」及び国の「がん対策推進基本計画」を踏まえて策定した「愛知県がん対策推進計画」の中に盛り込まれている「働く世代へのがん対策」を推進するため、企業等と連携した講演会を開催するとともに、がん患者や家族、医療機関、企業等に対し啓発等を実施し、がん患者が治療と就労を両立できるよう支援を行う。
- 治療と仕事の両立支援を促進するため、普及啓発として啓発資料の作成・配布と、労働者と事業所を対象にフォーラムを開催する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 「長期療養者支援担当者会議」において、労働局、愛知県、がん診療連携拠点病院等関係機関によるネットワークを構築し、相互の取組について理解促進、情報共有を図るとともに、具体的な連携事項を協議し、長期療養者の就職支援に努める。

※目標

- 平成30年6月1日現在における民間企業の障害者実雇用率 2.0%台
- 平成30年6月1日現在における民間企業の達成企業割合 47.0%以上

7 高年齢者等の活躍促進等

少子高齢化が急速に進行する中、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、高年齢者等の雇用・就業環境の整備を図る。

(1) 高年齢者等の継続雇用の確保と雇用の推進

概要：企業において、高年齢者雇用安定法に基づく雇用確保措置の導入の徹底を図り、継続勤務を希望する高年齢者の雇用の安定を図る一方、再就職を希望する高年齢者に対しては、その活動を支援することにより、生涯現役社会の実現を図る。

愛知労働局が実施する業務

- 高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対して、ハローワーク及び労働

局による助言・指導を確実に実施する。

- 65歳以上の高齢者の就労を重点的に支援するため、県内11か所のハローワークに「生涯現役支援窓口」を開設し、就労経験や職業生活の再設計に係る支援を充実・強化するとともに、個別支援や各地域における高齢者就職面接会の開催等により再就職の促進を図る。

愛知県が実施する業務

- 求職活動を行っている概ね45歳以上の中高年齢者に対し、再就職に必要な知識を身に付けるため、「中高年齢離職者再就職支援セミナー」を開催し、円滑な再就職を支援する。
- 県が実施するセミナー等において、生涯現役促進地域連携事業の周知を積極的に行うとともに、実施主体である公益財団法人愛知県労働協会に対し、高齢者雇用に係る情報提供等を行い、事業の円滑な実施を図る。
- 高齢者就職面接会を開催し、高齢者労働力の活躍促進と県内企業における人手不足の解消を図る。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 「生涯現役促進地域連携事業」（委託事業）について、実施に向けて助言や情報交換等を行うとともに、ハローワークのマッチング機能を活用して、高齢者の就職促進等を図る。
- 希望者全員が65歳まで継続して働ける雇用環境の整備を着実に進め、さらに意欲と能力があれば年齢に関わりなく働くことができる社会を実現するため、「高齢者雇用推進セミナー」を開催し、事業主等への啓発を図る。

(2) 高齢者に対する社会参加支援・就業機会拡大の推進

概要：高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大を促進する。

愛知労働局が実施する業務

- ハローワークとの連携により団塊世代を中心とした新規会員の拡大及び就業機会の拡大の取組を支援し、企業の人手不足や育児関係業務のサポート等を含む地域の多様なニーズに応じたシルバー人材センターの活動を支援する。

愛知県が実施する業務

- 定年等で退職する高齢者を対象とした就職面接会を開催し、高齢者雇用の促進を図る。

(3) 外国人の活躍促進

概要：留学生や定住外国人などが活躍できるよう、就職の促進を図る。

愛知労働局が実施する業務

- 名古屋外国人雇用サービスセンターに5か国語に対応した通訳を配置するとともに、外国人集住地域を管轄するハローワークにも通訳員を配置し、極め細やか

な支援を行う。また、農業支援外国人受入事業などの特区制度を活用し、外国人の活躍促進を図るとともに、制度の適正な運用に向けて関係機関と連携して取り組む。

- 外国人留学生を対象とした就職フェアを開催するとともに、就職活動のためのガイダンスだけでなく、日本の雇用慣習や就職活動時期についてのガイダンスを大学等と連携して入学早期段階に行う。また、定着支援のための企業訪問の強化を図る。

愛知県が実施する業務

- 「愛知のものづくりを支える留学生受入事業」を実施し、アジア地域から技術系を中心とした留学生の受入を支援し、卒業後、県内企業への就職につなげる。
- 定住外国人に対し、日本語教育を促進し、公共職業訓練を実施するとともに、企業研究を支援する。
- 高度人材である外国人留学生の採用に向けた企業の意識を高め、県内企業のグローバル化を図り、留学生の就職支援や企業と留学生の交流・相互理解を促進することで「留学生の県内就職の支援」を行う「留学生就職・地域定着促進事業を実施し、留学生の県内企業への就職者数の増加を目指す。
- 外国人農業支援人材の受入にあたり、県と国の関係機関で構成する「適正受入管理協議会（事務局 愛知県）」を設置し、運営する。
- 県内企業を対象に、外国人雇用に係る意向調査を実施し、働く意欲のある外国人労働者を労働力としての活用に資するための施策を検討する。

愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務

- 労働局と愛知県、県内大学、企業との連携により、外国人留学生を対象としたインターンシップを実施する。

※目標

- 県内11か所のハローワークにおける生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数
1,205件